

2025 年度愛知県森林公園の魅力向上事業（ユニットハウス等整備）
基本仕様書

1 目的

本事業は、愛知県森林公園の利用者が、県産木材の魅力を感じながら快適に利用できる環境を整備するため、魅力向上施設（ユニットハウス）の新設及び内装木質化を行い、愛知県森林公園のにぎわい創出と県産木材のPR効果を狙うものである。

2 事業名

2025 年度愛知県森林公園の魅力向上事業（ユニットハウス等整備）

3 事業期間

契約締結日から 2026 年 3 月 23 日まで

4 契約上限額

88,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む）

5 事業場所

愛知県森林公園の公園施設（尾張旭市大字新居 5182-1）

6 事業概要

愛知県森林公園の魅力向上施設（ユニットハウス）の新設及び内装木質化を行う。なお、デザインビルド方式により設計・施工を一体的に行う。

7 事業内容

（1）魅力向上施設（ユニットハウス）を整備する箇所について（別添 1 参照）

- ① 東門エリア（一般公園内）
- ② 広芝生エリア（植物園内）
- ③ 南門エリア（植物園内）

（2）（1）の整備する箇所における棟数について（別添 2 参照）

- ① 東門エリア：3 棟（1 棟：7.6m 程度×2.3m 程度×2.8m 程度）
- ② 広芝生エリア：1 棟（5.8m 程度×2.3m 程度×2.8m 程度）
- ③ 南門エリア：1 棟（5.8m 程度×2.3m 程度×2.8m 程度）

（3）整備する各棟に係る注意事項

ア ユニットハウスの特性を生かし、非常時等には愛知県森林公園から他の施設へ運搬して使用が可能となるよう、電気の引き込み線やユニットハウスの付帯施設は、運搬時に切り離しができること。

イ 平常時は、愛知県森林公園で継続的に使用することから、必要な建築確認申請を行うこと。

ウ 冷暖房エアコンを設置し、快適な室内環境となるよう整備すること。（電気工事等の整備に必要な付帯工事を含む）

エ 電気の引き込みは、東門エリア及び広芝生エリアは地中電線、南門エリアは架空電線を基本とし、愛知県及び愛知県森林公園の指定管理者と協議し決定すること。（園内の受電設備は別添 3 参照）

オ 東門エリア及び広芝生エリアは、鍵付き屋外用コンセントを設置すること。（100V／15A×4 回路）

カ 愛知県森林公園の景観に配慮し、調和性のとれた外観とすること。

キ ユニットハウスの外装や付帯施設は、維持管理がしやすいよう耐久性の高い素材を使用すること。

- (4) ユニットハウスの内装木質化に使用する木材について
使用する木材については、愛知県内で産出された木材とする。
ただし、特別な理由により、県産木材を使用できない箇所については、その理由を附すること。

なお、木質化費用が大きくなるため使用できないというのは、理由として認められない。

- (5) 提案の内容について

- ア 木の香りや触り心地等を体感し、本物の木を実感できるデザインであること。
- イ 安全性に配慮された構造及び耐久性の高い構造であること。
- ウ 関係法令、規則に適合していること。
- エ 通常の方法で清掃ができ、維持管理がしやすい構造であること。
- オ 破損時に部品交換等で迅速に補修可能な構造であること。

- (6) 施工について

- ア 本事業は、営業中の愛知県森林公園内で行うことから、愛知県及び愛知県森林公園の公園施設指定管理者と調整のうえ、工事を進めること。
- イ 関係法令等を遵守し、法令所管機関等と十分に協議・調整して進めること。

8 デザイン案及び実施計画図の提出

- (1) 契約締結後、被選定事業者（以下、事業者という）はイメージパース等でデザイン案を3点提出することとする。デザイン案は公募時に提案したものを含めること。なお、事業者はデザイン案提出後に愛知県との協議に応じ、修正の求めがあった場合はそれに応じるものとする。

愛知県はデザイン案1点を選出し、実施計画図におけるデザインとする。

- (2) 事業者は、愛知県が選出したデザイン案に基づき、具体的な魅力向上施設（ユニットハウス）の新設及び内装木質化を設計した、実施計画図を提出することとする。

なお、これ以外にも追加資料の提出を求める場合もあり得る。

- (3) 実施計画図により愛知県と事業者との間での認識の共通化をもって、施工工事に着手するものとする。

9 成果物の提出

以下について、紙媒体で1部、データをPDF形式で作成し、これを保存した電子媒体を1部提出すること。

- (1) 実施結果報告書
- (2) 内装木質化に使用した部材の材質、不燃処理剤、色等の維持管理・修繕に必要な情報を記した仕様書
- (3) 完成写真（複数角度から撮影すること）
- (4) 工事関係図書（工事報告書等）
- (5) 製作図面一式（平面図、立面図、詳細図、構造図、仕上表）
- (6) 数量計算書、採用単価調書（見積書含む）、工事費内訳書
- (7) 実施パース（作成済みの場合、提出することとし、必須ではない）

10 支払い条件

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があることを条件として、前払金が適当と認められるときは、前金払請求に基づき請負代金の一部を前払いし、残額は事業完了後の精算

払いとする。

(2) 前払金の額は請負契約金額に 10 分の 4 を乗じた額とする。

11 その他留意事項

(1) 本事業で知り得た情報は、管理・保管を厳重に行い、外部への漏洩に十分注意すること。なお、愛知県が提供する図面・資料等の使用は、本提案及び本事業の目的のみに限ることとし、愛知県の承諾なく複製し、また、公表することはできない。

(2) 事業の実施に当たり疑義が発生した場合、事前に愛知県と十分協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を愛知県に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。

(3) 事業遂行に必要な一切の経費は、事業者が負担すること。

(4) 事業者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る事業者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に愛知県に無償で譲渡するものとする。

(5) 愛知県は、成果物が著作物に該当するとしなくてもかかわらず、当該成果物の内容を事業者の確認を経た上で自由に公表できることとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度愛知県の指示を受けて処理すること。

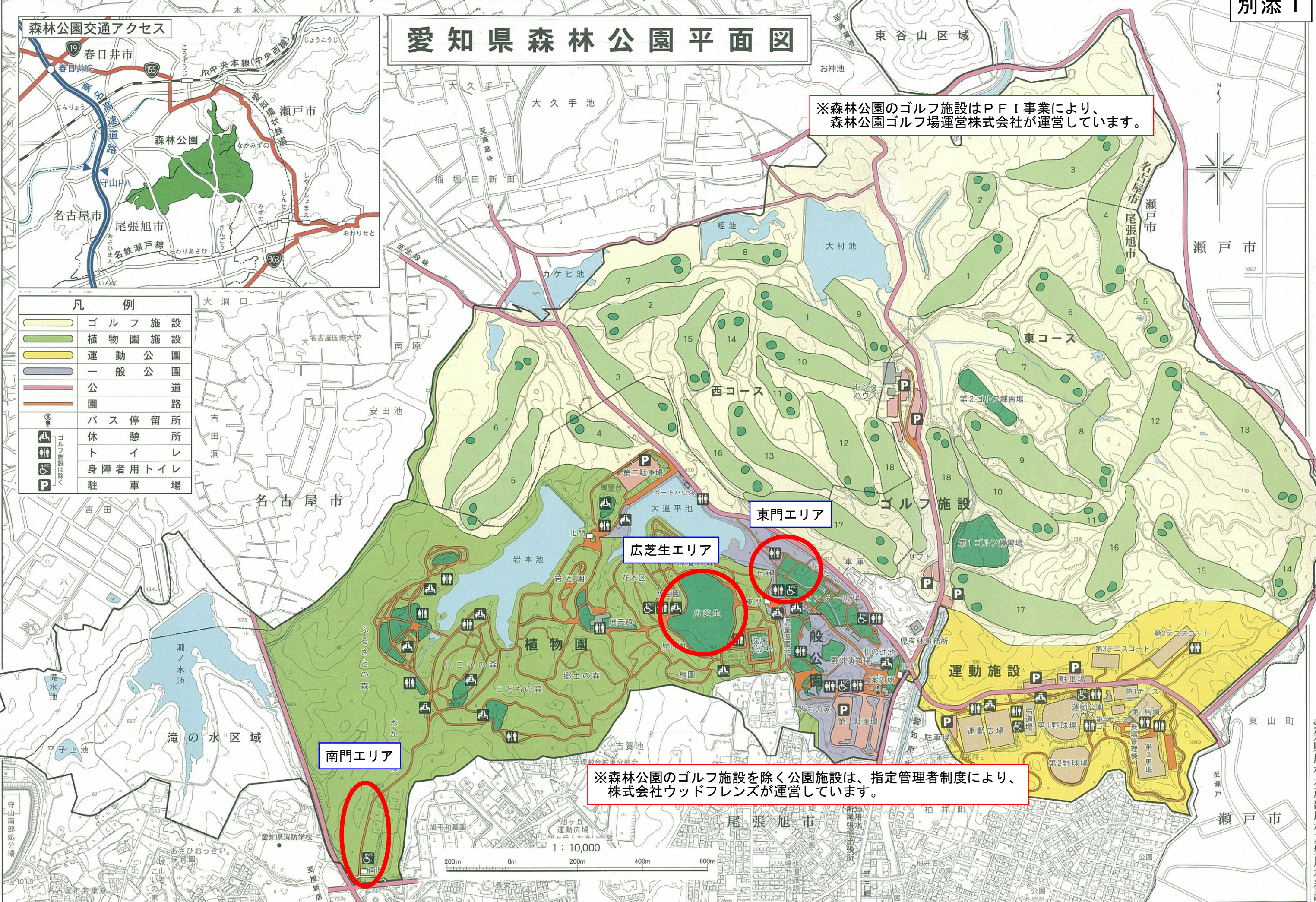
(7) 別紙 1 「個人情報取扱事務委託基準」、別紙 2 「情報セキュリティに関する特約条項」を遵守すること。

愛知県森林公園平面図



凡 例	
	ゴルフ施設
	植物園施設
	運動公園
	一般公園
	公道
	園路
	バス停留所
	休憩所
	トイレ
	身障者用トイレ
	駐車場

※森林公園のゴルフ施設はPFI事業により、森林公園ゴルフ場運営株式会社が運営しています。



※森林公園のゴルフ施設を除く公園施設は、指定管理者制度により、株式会社ウッドフレンズが運営しています。

「この地図の作成にあたっては、尾張旭市長の承認を得て、同市作成の1/10,000都市計画基本図を使用したものである。(承認番号 平成27年 第6号)」
「この地図の下図は、名古屋市都市計画基本図(縮尺2千5百分の1、平成22年)を使用したものである。」

森林公園の魅力向上事業（ユニットハウス等整備）想定イメージ

○東門エリア、広芝生エリア、南門エリアに県産木材を活用した魅力向上施設を整備する。



①東門エリア

地域の特産品の販売や各種イベント実施の拠点となる施設を整備する。

整備棟数：3棟（1棟：7.6m程度×2.3m程度×2.8m程度）※内装木質化

- ・冷暖房エアコンを設置し、快適な室内環境となるよう整備すること。
- ・電気の引き込みは、地中電線とすること。
- ・鍵付き屋外用コンセントを設置すること。
- ・屋外の活用も想定し、付帯施設としてウッドデッキや日除けを設置すること。
- ・電気の引き込み線や付帯施設は、運搬時に切り離しができること。

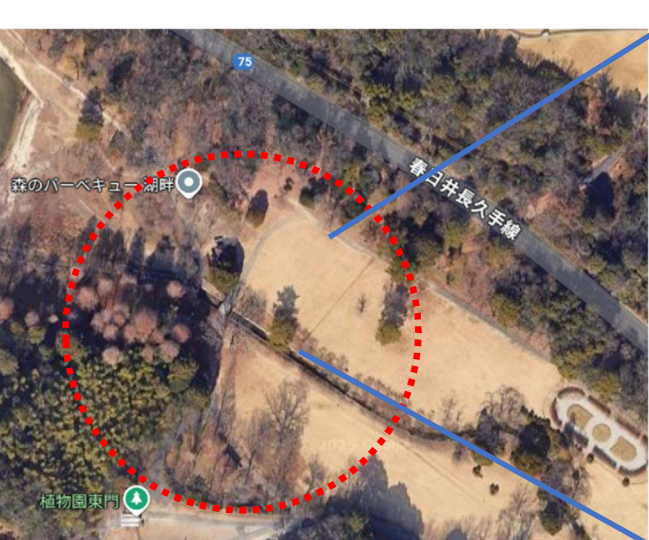


写真1 整備エリア

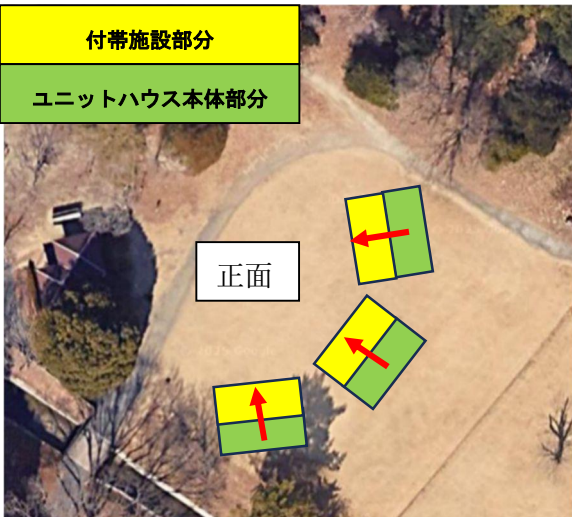


写真2 配置イメージ

②広芝生エリア

広芝生で実施するイベントの講師及び参加者の更衣室及び休憩所を整備する。

整備棟数：1棟（5.8m程度×2.3m程度×2.8m程度）※内装木質化

- ・冷暖房エアコンを設置し、快適な室内環境となるよう整備すること。
- ・電気の引き込みは、地中電線とすること。
- ・鍵付き屋外用コンセントを設置すること。
- ・電気の引き込み線は、運搬時に切り離しができること。

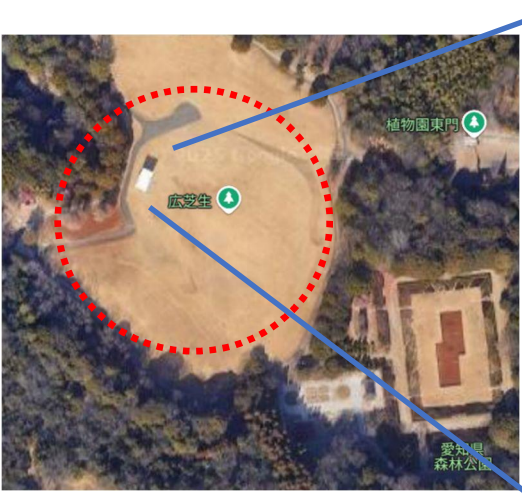


写真3 整備エリア

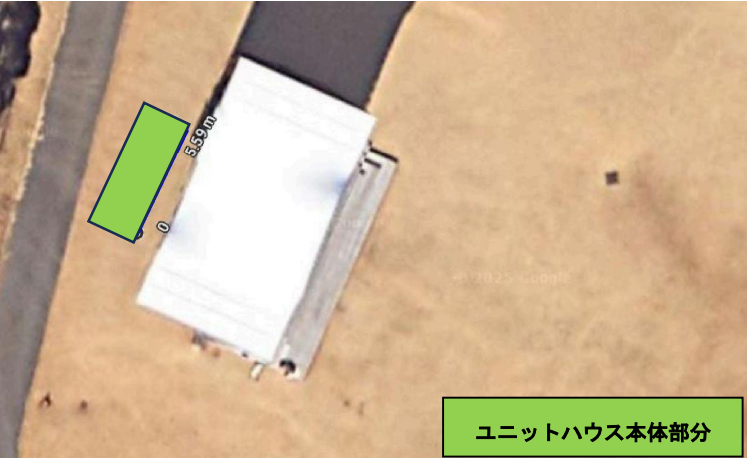


写真4 配置イメージ

③南門エリア

南門周辺で実施するイベントの利用者の更衣室及び休憩所を整備する。

整備棟数：1棟（5.8m程度×2.3m程度×2.8m程度）※内装木質化

- ・冷暖房エアコンを設置し、快適な室内環境となるよう整備すること。
- ・電気の引き込みは、架空電線とすること。
- ・電気の引き込み線は、運搬時に切り離しができること。



写真5 整備エリア



写真6 配置イメージ

5KW
10A
30A

別添 3

(必要な電源)
エアコン用
室内灯用
室内コンセント用
屋外イベント用

①東門エリア

②広芝生エリア

(必要な電源)
エアコン用
室内灯用
室内コンセント用
屋外イベント用

③南門エリア

(必要な電源)
エアコン用
室内灯用
室内コンセント用

印・色別	名 称
○	電 柱
●	埋 設
—黒—	中電送電線
—赤—	業務用電力
—緑—	高 圧
—たんたん—	低 圧
—黄—	電灯<(19.17.15.12.9.6)KW (60.50.40.30.20)A
—ピンク—	電灯 15A
—茶—	電灯 10A・5A

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 請負者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 請負者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 請負者は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（請負者の組織内にあって直接又は間接に請負者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出する。

(秘密の保持)

第3 請負者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 請負者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 請負者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 請負者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により請負者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 請負者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 請負者は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により発注者の承認を得るものとする。発注者の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 請負者は、発注者の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により請負者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、請負者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、発注者の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 請負者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 請負者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、発注者の承認なしに複写し、又は複製し

てはならない。また、発注者の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第8 請負者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、発注者の承認なしに第三者に提供してはならない。また、発注者の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第9 請負者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(安全管理措置に関する事項)

第10 請負者は、発注者からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び請負者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第11 請負者がこの契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 請負者は、発注者の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者に証明書等により報告するものとする。また、請負者が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第12 請負者が、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、発注者の承認を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承認を得て第三者に提供した場合、請負者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(報告検査等)

第13 発注者は、この契約により請負者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、請負者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は請負者に対して指示を与えることができる。なお、請負者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第14 請負者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、請負者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

(損害賠償)

第15 請負者は、この契約により請負者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 請負者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 請負者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 請負者は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 請負者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっては、請負者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 請負者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 請負者は、発注者の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者はこの特約条項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 請負者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第7条 請負者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、請負者は、発注者の指示により回収するものとする。

(報告等)

第8条 発注者は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 請負者は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

- 3 請負者は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第9条 発注者は、この特約条項の遵守状況の確認のため、請負者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第10条 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第11条 発注者は、本契約に係る請負者の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、請負者はこれに従わなければならない。